

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、香取農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的経営者の下での実践的研修、青年等就農計画の認定及び各支援策の活用を推進し、経営発展のための支援を行う。

加えて、香取市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と共に農業に従事する者など多様な人材に対して地域に定着できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

香取市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、香取農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保のためのサポートを行う。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

香取市は、香取農業事務所及び千葉県農業者支援センター等の関係機関の連携により、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。

香取市農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行います。

香取農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑な移譲を受けられるよう必要なサポートを行う。